

## イクメン・ケアメンセミナー支援事業実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、子育て世代であり、これからの男女共同参画を支える主体となる有職男性層に対して、家庭における協働の具体的なイメージを持ってもらい、職場における男性の家庭生活への参画の機運の醸成を図るために、県内の企業・経済団体等（以下「県内企業等」という。）が開催する社内研修へ講師を派遣することについて必要な事項を定める。

### (派遣の対象)

第2条 県内企業等が主に男性社員を対象として開催する家事、育児、介護等に関する社内研修・セミナー等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。ただし、国及び地方公共団体が主催するものを除く。

- (1) 鳥取県内で開催されるものであること。
- (2) 社員等を対象に開催するものであること。
- (3) 参加者数が概ね10人以上のものであること。
- (4) 講師の講演時間が1時間以上であること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。
- (6) 行政や他の団体等からの補助・委託を受けていない研修会であること。

### (経費負担)

第3条 研修会等の開催に要する経費のうち、講師への謝金及び旅費については県が負担し、その他の経費については団体等の負担とする。

### (事務)

第4条 この要綱に関する事務は、鳥取県男女共同参画センターにおいて行う。  
2 事業実施に必要な事務は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## イクメン・ケアメンセミナー支援事業実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、イクメン・ケアメンセミナー支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、事業の実施に関して必要な事項を定める。

### (女性活躍推進課の役割)

第2条 女性活躍推進課はイクメン・ケアメンセミナー（以下「セミナー」という。）を県内の企業・経済団体等（以下「県内企業等」という。）に広報し応募を呼びかける。

2 女性活躍推進課は、講師の派遣を希望する県内企業等を男女共同参画センター（以下「センター」という。）に紹介する。

### (事前協議)

第3条 センターは、前条により紹介された企業について、要綱第2条の各号に該当するかどうかを確認の上、当該企業と具体的なセミナーの内容や講師の希望について事前協議を行う。

2 センターは、セミナー内容の検討や講師候補への打診等を行い、修正が必要な場合は当該企業と再協議を行う。

### (派遣申請)

第4条 前条の協議の結果、講師の派遣を受けようとする企業は、イクメン・ケアメンセミナー支援事業講師派遣申請書（様式第1号）により、センター所長（以下「所長」という。）に申請を行う。申請の受付は予算の範囲内で先着順とし、派遣回数は1派遣先当たり1回とする。

### (派遣の決定等)

第5条 前条の規定による申請が適当な場合、所長はイクメン・ケアメンセミナー支援事業講師派遣通知書（様式第2-1号）により、申請者に通知するものとする。

2 所長は前項により講師の派遣を決定したときは、当該講師にイクメン・ケアメンセミナー支援事業講師派遣依頼書（様式第2-2号）により、講師依頼を行うものとする。

### (事業実施)

第6条 センターは、事業を実施する企業（以下「実施企業」という。）の準備した会場に講師を派遣してセミナーの実施を支援し、実施企業は講師の手配以外のセミナー運営、会場準備、資料作成、実習の手配等を行うものとする。なお、会場への派遣のみならず、オンライン形式でのセミナーも実施の対象とする。

### (実施報告)

第7条 講師の派遣を受けた実施企業は、当該派遣を受けたセミナーを実施した日から10日以内に当該研修等の実施結果をイクメン・ケアメンセミナー支援事業講師派遣実施結果報告書（様式第3-1号）により所長に報告するものとする。また、アンケート（様式第3-2号）を実施し、その結果を併せて提出するものとする。

### 附 則

この要領は平成27年4月16日から施行する。

この改正要領は平成28年4月1日から施行する。

この改正要領は令和2年2月19日から施行する。

この改正要領は令和3年4月1日から施行する。